

○環境省令第 号

独立行政法人環境再生保全機構法（平成十五年法律第四十三号）第十条第一項第五号及び第十六条第一項の規定に基づき、独立行政法人環境再生保全機構に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年 月 日

環境大臣 山本 公一

独立行政法人環境再生保全機構に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人環境再生保全機構に関する省令（平成十六年環境省令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

※官報掲載時は【別紙】の体裁による新旧対照表を挿入

附 則

この省令は、平成二十九年

月

日から施行する。